

V 予 防 行 政

1. 防火管理制度

(1) 防火対象物と防火管理者

平成26年4月1日現在、消防法令別表Iで150㎡以上の対象物は、33,386件である。

なお、多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物については、防火管理者を選任し、消防計画を作成して、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けているが、その選任状況は次のとおりである。防火管理者を養成するための講習は、各消防本部が実施している。

防 火 対 象 物 数 と 防 火 管 理 者 数

平成26年4月1日現在

		防火管理実施 業務対象物数	防火管理 者選任 対象物	選任率 (%)	消防計画作成 済防火対象物	作成率 (%)
1-イ	劇場等	28	24	85.7	24	85.7
1-ロ	集会場等	1,189	703	59.1	619	52.1
2-イ	キャバレー等	0	0	—	0	—
2-ロ	遊技場等	63	54	85.7	50	79.4
2-ハ	性風俗関連特殊営業等	0	0	—	0	—
2-ニ	カラオケボックス等	20	19	95.0	18	90.0
3-イ	待合・料理店等	9	5	55.6	5	55.6
3-ロ	飲食店	703	409	58.2	351	49.9
4	百貨店・マーケット	1,002	620	61.9	563	56.2
5-イ	旅館・ホテル	449	419	93.3	412	91.8
5-ロ	共同住宅等	1,486	878	59.1	737	49.6
6-イ	病院等	188	121	64.4	111	59.0
6-ロ	社会福祉施設等	303	260	85.8	248	81.8
6-ハ	老人デイサービスセンター等	383	340	88.8	335	87.5
6-ニ	幼稚園等	174	163	93.7	155	89.1
7	学校	416	391	94.0	374	89.9
8	図書館等	64	52	81.3	45	70.3
9-イ	蒸気浴場	6	6	100.0	6	100.0
9-ロ	他の公衆浴場	37	29	78.4	23	62.2
10	停車場	5	3	60.0	3	60.0
11	神社・寺院	243	151	62.1	124	51.0
12-イ	工場・作業場	297	200	67.3	168	56.6
12-ロ	スタジオ	2	2	100.0	2	100.0
13-イ	駐車場	2	1	50.0	1	50.0
13-ロ	格納庫	0	0	—	0	—
14	倉庫	42	22	52.4	17	40.5
15	事務所等	790	555	70.3	503	63.7
16-イ	特定複合用途施設	1,563	1,044	66.8	912	58.3
16-ロ	一般複合用途施設	231	163	70.6	131	56.7
16/2	地下街	1	1	100.0	1	100.0
16/3	準地下街	0	0	—	0	—
17	文化財建造物	53	42	79.2	41	77.4
18	アーケード	0	0	—	0	—
計		9,749	6,677	68.5	5,979	61.3

防火管理者講習受講者数

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度
消防本部	394	103

(2) 消防用設備の設置状況

防火対象物は、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないことになっている。

特定防火対象物の消防用設備設置状況

平成26年4月1日現在

	自動火災報知器			スプリンクラー			屋内消火栓		
	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数
1-イ 劇場等	40	40	0	2	2	0	25	25	0
1-ロ 集会場等	386	383	3	10	10	0	70	67	3
2-イ キャバレー等	5	5	0	0	0	0	0	0	0
2-ロ 遊技場等	59	59	0	4	4	0	22	22	0
2-ハ 性風俗関連特殊営業等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-ニ カラオケボックス等	22	18	4	0	0	0	2	1	1
3-イ 待合・料理店等	7	6	1	0	0	0	3	2	1
3-ロ 飲食店	309	299	10	0	0	0	12	8	4
4 百貨店・マーケット	838	812	26	88	86	2	137	124	13
5-イ 旅館・ホテル	544	539	5	17	17	0	289	286	3
6-イ 病院等	352	350	2	70	69	1	61	61	0
6-ロ 社会福祉施設等	440	436	4	341	339	2	34	34	0
6-ハ 老人デイサービスセンター等	483	481	2	19	19	0	53	50	3
6-ニ 幼稚園等	251	250	1	2	2	0	24	24	0
9-イ 蒸気浴場	6	6	0	0	0	0	6	6	0
16-イ 特定複合用途施設	1,799	1,703	96	111	109	2	232	220	12
計	5,541	5,387	154	664	657	7	970	930	40

(3) 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにし、出火時の燃焼の進行を抑制することが火災予防上必要であることから、不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物において使用するカーテン、じゅうたん等の物品は、防災物品を使用することが義務づけられている。

防災防火対象物の防災物品使用状況（延べ面積150㎡以上）

平成26年4月1日現在

	対象 施設数	カーテン等			じゅうたん等			合 板		
		使用	使用率	未使用	使用	使用率	未使用	使用	使用率	未使用
1-イ 劇場等	45	29	64.4	10	24	53.3	14	2	4.4	37
1-ロ 集会場等	1,003	696	69.4	258	481	48.0	432	40	4.0	865
2-イ キャバレー等	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0
2-ロ 遊技場等	75	43	57.3	30	38	50.7	35	1	1.3	72
2-ハ 性風俗関連特殊営業等	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0
2-ニ カラオケボックス等	23	10	43.5	12	12	52.2	10	1	4.3	21
3-イ 待合・料理店等	11	3	27.3	6	2	18.2	9	0	0.0	11
3-ロ 飲食店	689	365	53.0	289	257	37.3	396	17	2.5	625
4 百貨店・マーケット	1,410	647	45.9	695	422	29.9	886	44	3.1	1,261
5-イ 旅館・ホテル	661	596	90.2	62	499	75.5	159	12	1.8	638
6-イ 病院等	606	441	72.8	127	303	50.0	263	18	3.0	543
6-ロ 社会福祉施設等	419	335	80.0	69	248	59.2	154	25	6.0	371
6-ハ 老人デイサービスセンター等	641	442	69.0	167	296	46.2	311	14	2.2	573
6-ニ 幼稚園等	328	276	84.1	32	148	45.1	158	2	0.6	298
9-イ 蒸気浴場	6	4	66.7	2	5	83.3	1	0	0.0	6
12-ロ スタジオ	4	4	100.0	0	2	50.0	2	1	25.0	3
16-イ 特定複合用途施設	2,011	1,215	60.4	736	900	44.8	1,054	52	2.6	1,899
16-ロ 一般複合用途施設	98	25	25.5	72	17	17.3	80	1	1.0	96
高層建築物	22	9	40.9	9	7	31.8	11	2	9.1	16
計	8,052	5,140	63.8	2,576	3,661	45.5	3,975	232	2.9	7,335

(4) 防火対象物定期点検報告制度

一定の防火対象物の管理について、権限を有する者に対し、防火対象物点検資格者による点検を義務づけ、その結果について、消防長又は消防署長への報告を行わせるとともに、消防法令遵守状況又は点検結果が優良なものについては、その旨を表示することができる制度である。

防火対象物定期点検報告実施状況

平成26年4月1日現在

		点検を要する防火対象物数		点検基準適合防火対象物数		認定用件適合防火対象物数 (特例認定)	
		1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)
		1-イ	劇場等	20	0	7	0
1-ロ	集会場等	243	4	100	1	7	0
2-イ	キャバレー等	0	0	0	0	0	0
2-ロ	遊技場等	35	5	16	3	2	0
2-ハ	性風俗関連特殊営業等	0	0	0	0	0	0
2-ニ	カラオケボックス等	6	1	4	1	0	0
3-イ	待合・料理店等	0	1	0	0	0	0
3-ロ	飲食店	1	22	1	2	0	0
4	百貨店・マーケット	167	24	89	3	22	0
5-イ	旅館・ホテル	126	59	92	26	10	13
6-イ	病院等	37	13	23	6	3	1
6-ロ	社会福祉施設等	9	6	4	2	1	1
6-ハ	老人デイサービスセンター等	17	5	11	2	0	0
6-ニ	幼稚園等	6	1	3	0	1	0
9-イ	蒸気浴場	6	0	1	0	0	0
16-イ	特定複合用途施設	269	84	96	14	18	0
	計	942	225	447	60	67	15

(5) 消防設備士の試験と講習

県は、毎年消防法の規定に基づき消防設備士の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(一財)消防試験研究センターに委任して実施している。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対する義務講習の実施については(一社)奈良県防災安全協会に委託しており、平成25年度は、384人(前年度は299人)の受講者があった。

消防設備士試験実施状況

(単位:人)

		特	1類		2類		3類		4類		5類		6類	7類	合計	
		甲	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	乙	乙	甲	乙
		平成24年度	受験者数	64	306	51	109	24	106	17	480	252	125	44	569	154
	合格者数	13	88	17	47	7	20	8	133	130	23	17	212	101	324	492
平成25年度	受験者数	68	264	55	85	17	110	17	520	329	150	34	536	188	1,197	1,176
	合格者数	14	67	19	27	6	31	7	189	180	38	17	206	115	366	550

2. 危険物の規制

(1) 危険物の施設

消防法は、発火性又は引火性を有する危険物について保安上の規制を定めており、一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵したり取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、市町村長等の許可を受け、その施設の使用に当たっては、完成検査を受けなければならないことになっている。

平成26年3月31日現在、危険物施設の総数は、2,904カ所で、これらのうち石油製品を中心とする第四類の危険物を貯蔵し又は取り扱う施設は2,769カ所で全体の95.4%を占めている。

危険物施設数（設置許可施設数）

各年3月31日現在

	製造所数	貯蔵所数					取扱所数				合計	事業所
		屋内	屋外	地下	その他	計	給油所	販売所	一般取扱	計		
平成24年度	36	577	236	898	332	2,043	552	13	449	1,014	3,093	1,812
平成25年度	36	570	235	832	331	1,968	537	13	432	982	2,986	1,738
平成26年度	36	554	233	795	328	1,910	530	13	415	958	2,904	1,690

(2) 危険物取扱者の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき危険物取扱者の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を（一財）消防試験研究センターに委任して実施している。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対する保安講習の実施については、（一社）奈良県防災安全協会に委託しており、平成25年度は900人（前年度は729人）の受講者があった。

危険物取扱者試験実施状況

（単位：人）

		甲種	乙種							丙種	合計
			1種	2種	3種	4種	5種	6種	計		
平成24年度	受験者数	225	174	164	193	2,509	195	196	3,431	237	3,893
	合格者数	77	124	118	146	817	144	133	1,482	122	1,681
平成25年度	受験者数	227	194	173	153	2,594	165	233	3,512	178	3,917
	合格者数	89	132	112	102	907	115	172	1,540	78	1,707

(3) 危険物施設に対する立入検査

危険物施設に対する立入検査及び措置命令件数

	平成24年度			平成25年度		
	立入検査		措置命令件数	立入検査		措置命令件数
	施設数	延べ回数		施設数	延べ回数	
製造所	21	22	0	24	24	0
貯蔵所	718	768	0	702	714	0
取扱所	456	479	0	406	419	1
計	1,195	1,269	0	1,132	1,157	1

3. 火災予防運動

(1) 全国火災予防運動

火災の大半が失火であり、住民一人一人が注意すれば、火災を減少させることができる。消防関係機関は毎年、全国一斉に火災予防週間を定めて火災予防運動を展開し、住民に対して防火意識の高揚を図っている。

全 国 火 災 予 防 運 動

	期 間	統 一 標 語
秋 季 全 国 火 災 予 防 運 動	11月9日～15日	「消すまでは 心の警報 ONのまま」
文 化 財 防 火 デ ー	1月26日	「育てよう 歴史を守る 防火の心」
春 季 全 国 火 災 予 防 運 動	3月1日～ 7日	「消すまでは 心の警報 ONのまま」
全 国 山 火 事 予 防 運 動		「守りたい 森の輝き 防火の心」
車 両 火 災 予 防 運 動		

(2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、日頃火気を取り扱う機会が多い女性が、火災予防の知識を習得して、家庭における火災の防止に努め、地域の防火意識の高揚を図ることを目的として結成された組織で、平成26年4月1日現在、34組織が結成され、クラブ員数は1,939人である。

(3) 幼年、少年消防クラブ

幼年、少年消防クラブは、幼少年の頃から火災予防についての知識を身につけさせ、家庭や学校における火災の予防を図るために結成された組織で、平成26年5月1日現在、少年消防クラブは、5クラブ結成されており、クラブ員数は93人である。また、幼年消防クラブは、136クラブ結成されており、クラブ員数は7,057人である。